

まちづくりの目標	3. 人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち	主担当課	人権施策課
小分野	3 2 1 人権・多文化共生	関係課	人事課・教育指導課

1. 第5次総合計画後期基本計画の成果と課題

	小分野	現状と課題	4年後のまち	指標	4年後のまちに向けて 実現できた主な成果	4年後のまちに向けて 残した主な課題													
第5次生駒市総合計画後期基本計画	131 人権	<p>わが国の憲法で基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」として保障されており、21世紀は「人権の世紀」と言われています。本市では、平成17年に「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定し、これに基づき、毎月11日の「人権を確かめあう日」の設定や、人権教育講座・研修会の実施等の人権教育・啓発の推進、人権相談の充実、ボランティア活動に対する支援を行っています。</p> <p>しかし、現在でも同和問題や高齢者、障がい者などに関わる様々な人権問題が存在しています。さらに、インターネットを悪用した人権やプライバシーなどに関する新たな問題も起こってきています。</p>	<p>今後も市民一人ひとりが人権意識を高めるためには、効果的な人権教育・啓発を行っていくとともに、人権侵害の潜在化に対する状況把握と、迅速な対応ができる体制を整備していくことが必要となっています。</p>	<p>① 市民が人権について正しい知識や情報を持ち、お互いに理解し、尊重し合える人間関係を構築できるように、人権意識が高まっている。</p>	<p>① 1 人権教育地区別懇談会の開催数 [累計] (回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実績</th> <th>目指す値</th> <th>達成状況</th> </tr> <tr> <th>H21</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125</td> <td>254</td> <td>301</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	実績		目指す値	達成状況	H21	H29	H30		125	254	301	×	<p>・地区別懇談会の開催 254回 ・人権教育研修講師派遣事業 ・インターネット人権セーフティネット事業</p>	<p>・開催回数において、目標値 272回のところ 254回 (△18回) となっている。</p>
	実績		目指す値	達成状況															
H21	H29	H30																	
125	254	301	×																
133 多文化共生	<p>近年、交通機関や情報通信技術の発達に伴い、グローバル化が進み、言語も文化も違う外国人が様々な地域で暮らすようになっており、今後さらに増加していくものと考えられています。</p> <p>本市の外国人住民は近年横ばいの状況で、現在1,000人近くが暮らしており、取組として平成8年(1996年)3月に生駒市国際化基本指針が、平成12年(2000年)3月に生駒市外国人住民教育指針が策定され、生活面では、日本語教室や庁舎案内板の多言語併記、ホームページの外国語翻訳などを行っているほか、国際交流のつどいの開催などを行っています。</p>	<p>今後も、外国人住民との交流や外国の文化などを学ぶことができる機会の充実を図るとともに、外国人住民の生活支援や国際交流活動を担う体制の充実などを行い、外国人住民が快適に生活でき、日本人と外国人住民が互いに理解・尊重し合い、共生できる社会の実現のための取組が必要です。</p>	<p>① 市民一人ひとりが、地域社会の中で互いの多様性を認め合い、市民の主体的な国際交流・相互理解ができる環境の整備が進んでいる。</p>	<p>① 1 日本語教室の学習者の延べ学習者数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実績</th> <th>目指す値</th> <th>達成状況</th> </tr> <tr> <th>H21</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>866</td> <td>7,718</td> <td>7,004</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table>	実績		目指す値	達成状況	H21	H29	H30		866	7,718	7,004	◎	<p>・日本語教室の延べ学習者数 7718人 ・日本語教室ボランティア養成講座の開催</p>	<p>・ある程度人権意識の高揚は図られているが、引き続き多文化共生社会の実現に向けて、理解を深めていく必要がある。</p>	
実績		目指す値	達成状況																
H21	H29	H30																	
866	7,718	7,004	◎																
				<p>① 2 国際化ボランティアの延べ登録者数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実績</th> <th>目指す値</th> <th>達成状況</th> </tr> <tr> <th>H25</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table>	実績		目指す値	達成状況	H25	H29	H30		15	35	35	◎	<p>・国際化ボランティアの延べ登録者数 35人 ・国際化ボランティア研修会の開催</p>	<p>・案内板の多言語表記 ・イベント等の啓発を通して、市民の人権意識を高める。</p>	
実績		目指す値	達成状況																
H25	H29	H30																	
15	35	35	◎																

2. 第6次総合計画（原案骨子）

次期計画（原案）					
現状と今後5年間の展望	今後5年間の主な課題	5年後のまち （2024年3月末）	指標（複数候補）	行政の5年間の主な取組	具体的な事業
<p>・基本的人権の尊重 日本国憲法では、誰もが生まれながらに持っている人間らしく生きるための、すべての人に平等な権利を保障。</p> <p>・現状及び課題 社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化の進行等により、人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など多岐にわたっている。</p> <p>・方針 人権教育・啓発を地域でのあらゆる機会を通じて、総合的かつ効果的に行うため、生駒市人権施策に関する基本計画を策定する。</p>	<p>①人権教育・啓発の推進、人権相談の充実、ボランティア活動に対する支援、新たな人権問題にも対応し、今後も市民一人ひとりが人権意識の高揚を目指す。</p> <p>②「地域共生社会」の考え方を踏まえ、市民が日ごろの生活の中で地域の問題に関心を持ち、支え合い、理解し合いお互いを尊重し合うまちの実現に向け、人権意識の高揚を促進する。</p>	<p>【人権】 ①市民が人権について正しい知識を持ち、互いに理解し、尊重し合えるように人権意識が高まっている。</p>	<p>① 1 人権教育地区別懇談会の開催数 回/年（人権施策課） ① 2 講演会等に初めて参加した参加者数の延べ人数 40人/年（人権施策課）</p>	<p>① 1 人権相談に対する適切な対応や指導、支援を行います。（人権施策課） ① 2 市民が人権について正しい知識や情報を持つように広報、周知活動を実施します。（人権施策課） ① 3 市民や地域向けの地区別懇談会や、事業者が実施する職場の人権研修会に講師を派遣し、人権についての教育・啓発を推進します。（人権施策課） ① 4 市民が主体的に参加できる人権についての講座・研修会・催しの充実により、人権意識の高揚を図ります。（人権施策課） ① 5 多様な人権問題に対応するため、市民や各種団体等と連携するとともに、これまで取り組んできた成果や課題を踏まえ、多様な機会や媒体を通じて教育・啓発を進めます。（人権施策課・教育指導課） ① 6 学校教育や社会教育などでの人権教育の推進を図ります。（人権施策課・教育指導課） ① 7 職員研修等により、職務執行における人権意識の高揚を図ります。（人事課）</p>	<p>① 1 人権擁護委員と連携した人権相談（12回/年）（人権施策課） ① 2 「人権を確かめあう日」記念市民集会（人権施策課） 「差別をなくす強調月間」街頭啓発等（人権施策課） 「人権週間」子どもじんけん映画会等（人権施策課） ① 3 地区別懇談会の開催（人権施策課） 人権教育研修講師派遣事業（人権施策課） ① 4 差別をなくす市民集会の開催（人権施策課） ① 5 生駒市人権教育推進協議会運営支援（人権施策課・教育指導課） ① 6 人権教育講座「山びこ」の開催（人権施策課） 人権教育の推進（教育指導課） ① 7 職員人権問題研修の開催（人事課）</p>
		<p>【多文化共生】 ②市民一人ひとりが、地域社会の中で互いの多様性を認め合い、市民主体の国際交流・相互理解が出来る環境の整備が進んでいる。</p>	<p>② 1 日本語教室の学習者の延べ学習者数 720人/年（人権施策課） ② 2 国際化ボランティアの登録者数の増加（人権施策課）</p>	<p>② 1 外国人住民教育推進懇話会等の意見を踏まえ、日本語教室等の多文化共生事業の推進を図ります。（人権施策課） ② 2 日本語が不自由な外国人住民の生活支援や国際交流活動を担うため、支援できる環境づくりを推進します。（人権施策課）</p>	<p>② 1 日本語教室の開催（人権施策課） ② 2 国際化ボランティア事業（人権施策課） 国際交流事業（人権施策課）</p>

3. 庁内連携、市民等との協創のアイデア等

5年後のまち （2024年3月末）	課題解決のために必要な庁内連携	課題解決のために必要な市民・事業者に果たしてもらいたい役割	課題解決のために取り組みたい「協創」のアイデア			
			市民と	地域と	事業者・NPO等と	他の行政機関等と
<p>【人権】 ①市民が人権について正しい知識を持ち、互いに理解し、尊重し合えるように人権意識が高まっている。</p>	<p>・人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題など多岐にわたっているために、関係課と連携して進める。</p>	<p>[市民] ・人権問題についての理解を深める。 [事業者] ・従業員に対する人権教育研修を推進する。 ・採用条件や雇用条件を適正に整備する。</p>	<p>・人権問題についての理解を深めるために、講演会等へ参加する。</p>	<p>・人権教育についての関心を高め、リーダーとなつていただく指導者を育成するために、自治会等と地区別懇談会を開催する。</p>	<p>・人権問題についての理解を深めるために、従業員に対する社内外での人権研修を推進する。</p>	<p>・人権問題について理解を深めるために、他の行政機関と連携しイベント等を開催する。</p>
<p>【多文化共生】 ②市民一人ひとりが、地域社会の中で互いの多様性を認め合い、市民主体の国際交流・相互理解が出来る環境の整備が進んでいる。</p>	<p>・多様性を認め合い、互いに尊重される共生社会の実現のために、関係課と連携して進める。</p>	<p>[市民] ・異文化についての理解を深める。 [事業者] ・外国人住民の就労を支援する。 ・市の事業等に参加、協力する。 ・外国人住民にも対応したサービスを提供する。</p>	<p>・異文化に対する理解を深めるため、互いに尊重し合えるよう講演会等啓発活動を推進する。</p>	<p>・日常生活において言葉や文化の違いで不便を感じている外国人住民のために、自治会と連携しサポートする。</p>	<p>・異文化に対する理解を深めるために、事業者・NPO等と協力する。</p>	<p>・異文化に対する理解を深めるために、他の行政機関と連携しイベント等を開催する。</p>